

令和元年9月5日

## 第437回白石市議会定例会議案

## 目 次

第53号議案	教育委員会委員の任命について	・・・	1
第54号議案	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	・・・	2
第55号議案	専決処分の承認を求めることについて（専決第8号） （令和元年度白石市一般会計補正予算）	・・・	3
第56号議案	平成30年度白石市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について	・・・	4
第57号議案	平成30年度白石市水道事業会計及び下水道事業会計決算の認定について	・・・	5
第58号議案	損害賠償に関する和解について	・・・	6
第59号議案	白石市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例	・・・	8
第60号議案	会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例	・・・	22
第61号議案	白石市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例	・・・	33
第62号議案	白石市企業立地促進条例の一部を改正する条例	・・・	35
第63号議案	白石市材木岩公園等設置条例の一部を改正する条例	・・・	38
第64号議案	白石市水道給水条例の一部を改正する条例	・・・	40
第65号議案	白石市幼稚園設置条例の一部を改正する条例	・・・	42
第66号議案	白石市子どものための教育・保育給付に関する利用者負担額を定める 条例の一部を改正する条例	・・・	44
第67号議案	白石市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の 一部を改正する条例	・・・	46
第68号議案	白石市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める 条例の一部を改正する条例	・・・	48

第 5 3 号議案

教育委員会委員の任命について

次の者を教育委員会委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 4 条第 2 項の規定により議会の同意を求める。

記

住 所 白石市  
氏 名 佐 藤 敏 義  
生年月日

令和元年 9 月 5 日

白石市長 山 田 裕 一

第 5 4 号議案

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 2 4 年法律第 1 3 9 号）第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を求める。

記

住 所 白石市  
氏 名 大 橋 純  
生年月日

住 所 白石市  
氏 名 大 浦 な つ  
生年月日

令和元年 9 月 5 日

白石市長 山 田 裕 一

第 5 5 号議案

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和元年度白石市一般会計補正予算（専決第 8 号）

（令和元年 8 月 2 0 日専決）

令和元年 9 月 5 日

白石市長 山 田 裕 一

第 5 6 号議案

平成 3 0 年度白石市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について

上記の議案を提出する。

令和元年 9 月 5 日

白石市長 山 田 裕 一

第 5 7 号議案

平成 3 0 年度白石市水道事業会計及び下水道事業会計決算の認定について

上記の議案を提出する。

令和元年 9 月 5 日

白石市長 山 田 裕 一

## 第 5 8 号議案

### 損害賠償に関する和解について

市は、東京電力福島第一原子力発電所事故により発生した損害の賠償に関し、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 2 号の規定により、議会の議決を求める。

#### 記

- 1 和解の相手方 東京都千代田区内幸町 1 丁目 1 番 3 号  
東京電力ホールディングス株式会社  
代表執行役社長 小早川 智明
  
- 2 議案の内容 平成 2 3 年 3 月 1 1 日に発生した東京電力福島第一原子力発電所事故に起因する放射性物質による被害対策に要したものに係る費用について損害賠償請求を行っているもののうち東京電力ホールディングス株式会社が当該請求に応じない平成 2 6 年度と平成 2 7 年度の費用及び前回和解申立てにおいて対象外とされた平成 2 3 年度から平成 2 5 年度の専従職員の給与について、原子力損害賠償紛争解決センターにあっせんの申立てを行ったところ、同センターから和解案の提示があったものである。
  
- 3 和解の内容 (1) 平成 2 6 年 4 月 1 日から平成 2 8 年 3 月 3 1 日までに生じた原発事故に関する損害賠償として、相手方は市に対し、和解金 1 3, 6 7 1, 0 0 0 円の支払義務があることを認める。

- (2) 相手方は、和解契約書原本を受領した日の翌日から14日以内に、市が指定する口座に振り込む方法により支払う。
- (3) 本件以外について、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。
- (4) 本和解に定める金額に係る遅延損害金については、相手方に請求しない。
- (5) 本和解に関する手続費用は、各自の負担とする。

令和元年9月5日

白石市長 山 田 裕 一

第 5 9 号議案

白石市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

上記の議案を提出する。

令和元年 9 月 5 日

白石市長 山 田 裕 一

## 白石市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第5項及び第204条第3項並びに地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）附則第5項において準用する地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第38条第4項の規定に基づき、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（法第57条に規定する単純な労務に雇用される者（以下「会計年度任用単純労務職員」という。）を除く。以下「会計年度任用職員」という。）の給与及び費用弁償並びに会計年度任用単純労務職員の給与の種類及び基準に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) フルタイム会計年度任用職員 法第22条の2第1項第2号に掲げる職員（会計年度任用単純労務職員として任用される者を除く。）をいう。
- (2) パートタイム会計年度任用職員 法第22条の2第1項第1号に掲げる職員（会計年度任用単純労務職員として任用される者を除く。）をいう。

(会計年度任用職員の給与)

第3条 この条例において「給与」とは、フルタイム会計年度任用職員にあっては、給料、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、特殊勤務手当及び期末手当をいい、パートタイム会計年度任用職員にあっては、報酬及び期末手当をいう。

2 給与は、他の条例に規定する場合を除くほか、現金で支払わなければならない。ただし、会計年度任用職員からの申出があったときは、口座振替の方法により支払うことができる。

3 公務について生じた実費の弁償は、給与には含まれない。

(フルタイム会計年度任用職員の給料)

第4条 フルタイム会計年度任用職員の給料については、白石市職員の給与に関する条例(昭和29年白石市条例第22号。以下「給与条例」という。)第5条第1項の規定を準用する。

(フルタイム会計年度任用職員の職務の級)

第5条 フルタイム会計年度任用職員の職務は、その職種ごとに、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを前条において準用する給与条例第5条第1項に規定する行政職給料表(以下「給料表」という。)に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、別表に定める等級別基準職務表によるものとする。

2 フルタイム会計年度任用職員の職務の級は、前項の等級別基準職務表に従い任命権者(法第6条第1項に規定する任命権者及びその委任を受けた者をいう。以下同じ。)が決定する。

(フルタイム会計年度任用職員の号俸)

第6条 新たに給料表の適用を受けるフルタイム会計年度任用職員となった者の号俸は、規則で定める基準に従い任命権者が決定する。

(フルタイム会計年度任用職員の給料の支給)

第7条 給与条例第7条第1項及び第2項並びに第8条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第4項中「勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日」とあるのは、「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた週休日」と読み替えるものとする。

(フルタイム会計年度任用職員の地域手当)

第8条 給与条例第10条の3の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

(フルタイム会計年度任用職員の通勤手当)

第9条 給与条例第13条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

(フルタイム会計年度任用職員の時間外勤務手当)

第10条 給与条例第15条第1項本文、第3項、第5項及び第8項の規定

は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第15条第1項	正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員	当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間（以下この条において「正規の勤務時間」という。）以外の時間に勤務することを命ぜられたフルタイム会計年度任用職員
第15条第3項	勤務時間条例第5条の規定により、あらかじめ勤務時間条例第3条第2項及び第4条第1項の規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間	当該フルタイム会計年度任用職員についてあらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間
第15条第5項	勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日	当該フルタイム会計年度任用職員について定められた週休日

（フルタイム会計年度任用職員の休日勤務手当）

第11条 給与条例第16条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第16条第2項	休日において正規の勤務時	休日において当該フルタイ
---------	--------------	--------------

	間	ム会計年度任用職員について定められた勤務時間（以下この項において「正規の勤務時間」という。）
第16条第3項	勤務時間条例第3条第1項及び第4条の規定に基づき 毎日曜日	毎日曜日
	勤務時間条例第9条に規定する祝日法による休日	白石市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年白石市条例第15号）第9条に規定する祝日法による休日
	勤務時間条例第4条及び第5条の規定に基づく週休日	当該フルタイム会計年度任用職員について定められた週休日

（フルタイム会計年度任用職員の給与の端数処理）

第12条 第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額並びに第10条において準用する給与条例第15条及び前条において準用する給与条例第16条の規定により勤務1時間につき支給する時間外勤務手当及び休日勤務手当の額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

（フルタイム会計年度任用職員の特殊勤務手当）

第13条 給与条例第17条の2第1項の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

2 フルタイム会計年度任用職員の特殊勤務手当の種類、支給を受ける者の

範囲及び額並びにその支給方法は、白石市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和30年白石市条例第23号。以下「特殊勤務手当条例」という。）の定めるところによる。

（フルタイム会計年度任用職員の期末手当）

第14条 給与条例第20条から第20条の3までの規定は、任期が6箇月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。

2 任期が6箇月に満たないフルタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期の合計が6箇月以上に至ったときは、当該フルタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項の任期が6箇月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

3 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にフルタイム会計年度任用職員として任用された者の任期（6箇月未満のものに限る。）と前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）との合計が6箇月以上に至ったときは、第1項の任期が6箇月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

（フルタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額）

第15条 第10条において準用する給与条例第15条及び第11条において準用する給与条例第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に1.2を乗じ、その額を当該フルタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に5.2を乗じたものから規則で定める時間を減じたもので除して得た額とする。

2 次条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に1.2を乗じ、その額を当該フルタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に5.2を乗じたもので除して得た額とする。

（フルタイム会計年度任用職員の給与の減額）

第16条 フルタイム会計年度任用職員が定められた勤務時間中に勤務しないときは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）による

休日（以下「祝日法による休日」という。）（代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務したフルタイム会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日）又は12月29日から翌年の1月3日までの日（祝日法による休日を除く。以下「年末年始の休日」という。）（代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務したフルタイム会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日）である場合、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

（パートタイム会計年度任用職員の報酬）

第17条 月額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間を白石市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年白石市条例第15号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。以下この条において同じ。）とする。

2 日額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額を21で除して得た額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間を7.75で除して得た数を乗じて得た額とする。

3 時間額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額を162.75で除して得た額とする。

4 前3項の「基準月額」とは、これらの規定に規定するパートタイム会計年度任用職員の1週間当たりの通常の勤務時間が勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間と同一であるとした場合に、その者の職務の内容及び責任、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等に照らして第4条から第6条までの規定を適用して得た額に、当該額に地域手当率を乗じて得た額を加算した額とする。

5 前項の「地域手当率」とは、給与条例第10条の3の規定を適用した場

合に、当該パートタイム会計年度任用職員に適用される地域手当の支給割合をいう。

(パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務に係る報酬)

第18条 当該パートタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)以外の時間に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員に対して、その正規の勤務時間以外の時間に勤務した全時間について、時間外勤務に係る報酬を支給する。

2 前項に規定する時間外勤務に係る報酬の額は、勤務1時間につき、第24条第1項に規定する勤務1時間当たりの報酬額に正規の勤務時間以外の時間にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額とする。ただし、パートタイム会計年度任用職員が第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間以外の時間にしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあつては、同項に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の100(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125)を乗じて得た額とする。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日(次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる日を除く。)における勤務

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

3 前2項の規定にかかわらず、週休日の振替等により、あらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間(以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間(次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる時間を除く。)に対して、勤務1時間につき、第24条第1項に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の25から100分の50までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務に係る報酬として支

給する。ただし、パートタイム会計年度任用職員が割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割振り変更前の正規の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務については、この限りでない。

4 次に掲げる時間の合計が1箇月について60時間を超えたパートタイム会計年度任用職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前3項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第24条第1項に規定する勤務1時間当たりの報酬額に、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務に係る報酬として支給する。

(1) 第1項の勤務の時間 100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）

(2) 前項の勤務（同項ただし書の勤務を除く。）の時間（次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる時間を除く。） 100分の50

（パートタイム会計年度任用職員の休日勤務に係る報酬）

第19条 祝日法による休日（代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務したパートタイム会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日。第25条において「祝日法による休日等」という。）及び年末年始の休日（代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務したパートタイム会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日。第25条において「年末年始の休日等」という。）において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、その正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、休日勤務に係る報酬を支給する。

2 前項に規定する休日勤務に係る報酬の額は、勤務1時間につき、第24条第1項に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額とする。

（パートタイム会計年度任用職員の報酬の端数処理）

第20条 第25条に規定する勤務1時間当たりの報酬額及び前2条の規定により勤務1時間につき支給する報酬の額を算定する場合において、当該

額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

(パートタイム会計年度任用職員の特殊勤務に係る報酬)

第21条 特殊勤務手当条例に規定する業務に従事することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、特殊勤務手当条例の例により計算して得た額を特殊勤務に係る報酬として支給する。

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)

第22条 給与条例第20条から第20条の3までの規定は、任期が6箇月以上のパートタイム会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間が著しく短い者として規則で定める者(第4項において「短時間会計年度任用職員」という。))を除く。以下この条において同じ。)について準用する。この場合において、給与条例第20条第4項中「それぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料(育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額)及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日)以前6箇月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(フルタイム会計年度任用職員との権衡を考慮して規則で定める額を除く。)の1箇月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2 任期が6箇月に満たないパートタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期の合計が6箇月以上に至ったときは、当該パートタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項の任期が6箇月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

3 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にパートタイム会計年度任用職員として任用された者の任期(6箇月未満のものに限る。)と前会計年度における任期(前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。)との合計が6箇月以上に至ったときは、第1項の任期が6箇月以上のパート

タイム会計年度任用職員とみなす。

- 4 前2項の規定により任期を合計する場合においては、短時間会計年度任用職員として任用された期間は含まない。

(パートタイム会計年度任用職員の報酬の支給)

第23条 報酬は、月の1日から末日までを計算期間とし、規則で定める期日に支給する。

- 2 日額又は時間額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員に対しては、その者の勤務日数又は勤務時間に応じて報酬を支給する。

- 3 月額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員に対しては、当該パートタイム会計年度任用職員となった日から退職した日までの報酬を支給する。ただし、死亡により退職した場合は、その月の末日までの報酬を支給する。

- 4 前項の規定により報酬を支給する場合であつて、月の1日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬額は、その月の現日数から当該パートタイム会計年度任用職員について定められた週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(パートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額)

第24条 第18条及び第19条に規定する勤務1時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 月額による報酬 第17条第1項の規定により計算して得た額に12を乗じて得た額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから規則で定める時間を減じたもので除して得た額
- (2) 日額による報酬 第17条第2項の規定により計算して得た額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間で除して得た額
- (3) 時間額による報酬 第17条第3項の規定により計算して得た額

- 2 次条に規定する勤務1時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 月額による報酬 第17条第1項の規定により計算して得た額に12を乗じて得た額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額

(2) 日額による報酬 前項第2号の規定により計算して得た額  
(パートタイム会計年度任用職員の報酬の減額)

第25条 月額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、祝日法による休日等又は年末年始の休日等である場合、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条第2項第1号に規定する勤務1時間当たりの報酬額を減額する。

2 日額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条第2項第2号に規定する勤務1時間当たりの報酬額を減額する。

(パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償)

第26条 パートタイム会計年度任用職員が給与条例第13条第1項各号に定める通勤手当の支給要件に該当するときは、通勤に係る費用弁償を支給する。

2 通勤に係る費用弁償の額、支給日及び返納については、常時勤務を要する職を占める職員の例による。ただし、その支給の単位となる一定の期間における通勤の回数が少ない者として規則で定める者については、規則で定める基準に従い、通勤に係る費用弁償を支給する。

(パートタイム会計年度任用職員の公務のための旅行に係る費用弁償)

第27条 パートタイム会計年度任用職員が公務のための旅行に係る費用を負担するときは、その旅行に係る費用弁償を支給する。

2 旅行に係る費用弁償の額は、白石市職員等の旅費に関する条例(昭和43年白石市条例第5号)の規定の適用を受ける職員の例による。

(給与からの控除)

第28条 給与条例第9条の2の規定は、会計年度任用職員について準用する。

(会計年度任用単純労務職員の給与)

第29条 会計年度任用単純労務職員の給与の種類は、給料、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、特殊勤務手当及び期末手当とする。

2 会計年度任用単純労務職員の給与の基準については、この条例に規定する会計年度任用職員に係る規定を基準とし、市長が別に定める。

(市長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与)

第30条 この条例の規定にかかわらず、職務の特殊性等を考慮し市長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与については、常時勤務を要する職を占める職員との権衡及びその職務の特殊性等を考慮し、任命権者が別に定める。

(委任)

第31条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(令和4年3月31日までの間における期末手当に関する特例)

2 令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間における第14条第1項及び第22条第1項において準用する給与条例第20条第2項の規定の適用については、同項中「100分の130」とあるのは、「100分の65」とする。

3 令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間における第14条第1項及び第22条第1項において準用する給与条例第20条第2項の規定の適用については、同項中「100分の130」とあるのは、「100分の97.5」とする。

(給料表改定の効力発生時期の特例)

4 第4条の規定により給与条例第5条第1項の規定を準用する場合において、同項に規定する給料表の改定が行われるときにおけるフルタイム会計年度任用職員の給料についての当該改定の効力は、当分の間、当該改定に係る条例の規定にかかわらず、当該条例の施行の日の属する月の翌月の初

日（当該条例の施行の日が月の初日であるときは、その日）から生ずるものとする。

別表（第5条関係）

等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1 級	定型的又は補助的な業務を行う職務
2 級	知識又は経験を必要とする職務

第 6 0 号議案

会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例

上記の議案を提出する。

令和元年 9 月 5 日

白石市長 山 田 裕 一

会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例  
(白石市交通指導隊員に関する条例の一部改正)

第1条 白石市交通指導隊員に関する条例(昭和42年白石市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

(任用)

第4条 隊員は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員とする。

第5条第1項中「2年」を「その任用の日から同日の属する会計年度の末日まで」に改め、同条第2項を削る。

第7条を削る。

第8条の前の見出し、同条及び第9条を削り、第10条を第7条とし、第11条を第8条とし、第12条を第9条とする。

第13条の見出し中「報酬」の次に「等」を加え、同条中「には、別表第1に定める報酬を支給する。」を「の報酬、手当及び費用弁償については、白石市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年白石市条例第 号)の定めるところによる。」に改め、同条を第10条とする。

第14条を削る。

第15条を次のように改める。

(公務災害補償等)

第15条 隊員の公務上の災害に対しては、白石市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年白石市条例第48号)によりその損害を補償する。

第15条を第11条とし、第16条を第12条とする。

別表第1及び別表第2を削る。

(白石市職員定数条例の一部改正)

第2条 白石市職員定数条例(昭和45年白石市条例第9号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「臨時」を「臨時の職員(臨時の職に関する場合

において臨時的に任用される職員に限る。）」に改める。

(白石市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第3条 白石市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年白石市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第3条中「占める職員」の次に「及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員」を加える。

(白石市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第4条 白石市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例(昭和36年白石市条例第7号)の一部を次のように改正する。

第4条に次の1項を加える。

5 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項から第2項までの規定の適用については、第1項中「3年を超えない範囲内」とあるのは「法第22条の2第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」と、第2項中「3年に」とあるのは「法第22条の2第2項の規定に基づき任命権者が定める任期に」と、「3年を超えない範囲内」とあるのは「当該任期の範囲内」とする。

(白石市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正)

第5条 白石市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例(昭和35年白石市条例第32号)の一部を次のように改正する。

第3条中「合計額」の次に「(地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、白石市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年白石市条例第 号)第17条第1項から第3項までに規定する報酬の額)」を加える。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される白石市職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第6条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される白石市職員の処遇等に関する条例(平成10年白石市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「第22条第1項」を「第22条」に改める。

(白石市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部改正)

第7条 白石市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例（平成15年白石市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「第22条第1項」を「第22条」に改める。

（白石市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第8条 白石市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年白石市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第19条の見出し中「非常勤職員」を「会計年度任用職員」に改め、同条中「非常勤職員（再任用短時間勤務職員及び短時間勤務職員を除く。）」を「地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員」に改める。

（白石市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第9条 白石市職員の育児休業等に関する条例（平成4年白石市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の2号を加える。

（4） 白石市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成20年白石市条例第35号）第3条第3項の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員

（5） 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員

ア 次のいずれにも該当する非常勤職員

（ア） 任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

（イ） その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（以下「1歳6か月到達日」という。）（第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員

（ウ） 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員

イ 第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員（その養育する子が1歳に達する日（以下この号及び同条において「1歳到達

日」という。) (当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている非常勤職員に限る。)

ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条の3を第2条の5とし、第2条の2の次に次の2条を加える。

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

- (1) 次号及び第3号に掲げる場合以外の場合 非常勤職員の養育する子の1歳到達日
- (2) 非常勤職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業(以下この条及び次条において「地方等育児休業」という。)をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合(当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。) 当該子が1歳2か月に達する日(当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数(当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。)から育児休業等取得日数(当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法(昭和22年法律第49号)第65条第1項又は第2項の規定により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。)を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日)

(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子の1歳6か月到達日

ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合

イ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

（育児休業法第2条第1項の条例で定める場合）

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任

期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときとする。

(1) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6か月到達日において地方等育児休業をしている場合

(2) 当該子の1歳6か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

第3条に次の2号を加える。

(7) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること又は第2条の4の規定に該当すること。

(8) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする事。

第7条第1項中「育児休業をしている職員」の次に「(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。))を除く。)」を加える。

第8条第1項中「育児休業をした職員」の次に「(会計年度任用職員を除く。次項において同じ。)」を加える。

第17条第1項中「正規の勤務時間」の次に「(非常勤職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員等」という。))を除く。以下この条において同じ。))にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間)」を加え、同条第2項中「勤務しない職員」の次に「(非常勤職員を除く。)」を加え、同条に次の1項を加える。

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非

常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が生後1年に満たない生児を育てるための休暇（以下「育児時間」という。）又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

第18条中「育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている」を「次に掲げる」に改め、同条に次の2号を加える。

- (1) 育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員
- (2) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（再任用短時間勤務職員等を除く。）
  - ア 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員
  - イ 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員

（白石市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正）

第10条 白石市特別職の職員の給与に関する条例（昭和42年白石市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中第31号を削り、第32号を第31号とし、第33号から第44号までを1号ずつ繰り上げ、同条に次の9号を加える。

- (44) 学校医
- (45) 学校薬剤師
- (46) 幼稚園医
- (47) 幼稚園薬剤師
- (48) 保育園嘱託医
- (49) 福祉事務所嘱託医
- (50) 鳥獣被害対策実施隊員

(51) 産業医

(52) 青少年相談員

第8条ただし書中「第30号まで及び第32号から第44号」を「第43号」に改める。

別表第2白石市の公民館の非常勤館長の項を削り、同表白石市農業振興対策委員会の委員の項給与区分の欄中「報酬日額」を「〃」に改め、同表に次のように加える。

学校医	報酬年額（基本額）	100,000円	
	報酬年額（人員割額）	150円	
学校薬剤師	報酬年額	70,000円	
幼稚園医	報酬年額（基本額）	100,000円	
	報酬年額（人員割額）	150円	
幼稚園薬剤師	報酬年額	70,000円	
保育園嘱託医	報酬年額（基本額）	100,000円	
	報酬年額（人員割額）	150円	
福祉事務所嘱託医	報酬月額	46,750円	
鳥獣被害対策実施 隊員	予算の範囲内で市長が定める額		
産業医	報酬月額	30,000円	

青少年相談員	報酬日額	2,800円	
--------	------	--------	--

(白石市職員の給与に関する条例の一部改正)

第11条 白石市職員の給与に関する条例(昭和29年白石市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第24条第4項を削る。

第25条を次のように改める。

(会計年度任用職員の給与)

第25条 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の給与については、この条例の規定にかかわらず、常勤の職員の給与との権衡、その職務の特殊性等を考慮して、別に条例で定める。

(白石市職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第12条 白石市職員等の旅費に関する条例(昭和43年白石市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「並びに第25条に規定する職員」を「に規定する職員、同法第22条の2第1項第2号に規定する職員」に改める。

(白石市青少年相談センター設置条例の一部改正)

第13条 白石市青少年相談センター設置条例(昭和53年白石市条例第8号)の一部を次のように改正する。

第5条に次の2項を加える。

2 所長及び専任相談員は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)

第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員とする。

3 所長及び専任相談員の任期は、その任用の日から同日の属する会計年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

(白石市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第14条 白石市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和42年白石市条例第18号)の一部を次のように改正する。

第19条を次のように改める。

(会計年度任用企業職員の給与)

第19条 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員として任用される企業職員（次項において「会計年度任用企業職員」という。）の給与の種類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員として任用される企業職員 給料、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、特殊勤務手当及び期末手当

(2) 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員として任用される企業職員 給料、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、特殊勤務手当及び期末手当

2 会計年度任用企業職員の給与の基準については、白石市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年白石市条例第 号）の規定を準用する。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

第 6 1 号議案

白石市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年 9 月 5 日

白石市長 山 田 裕 一

白石市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例  
白石市印鑑の登録及び証明に関する条例（昭和51年白石市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第1号を次のように改める。

- (1) 住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「令」という。）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）若しくは通称（令第30条の16第1項に規定する通称をいう。以下同じ。）又は氏名、旧氏若しくは通称の一部を組み合わせたもので表されていないもの

第5条第1項第2号中「氏名」を「氏名、旧氏」に改める。

第7条第3号を次のように改める。

- (3) 氏名（氏に変更があった者に係る住民票に旧氏が記載されている場合にあつては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称が記載されている場合にあつては氏名及び当該通称）

第13条第1項第5号中「氏又は」を「氏（氏に変更があった者にあつては、住民票に記載されている旧氏を含む。）又は」に、「記録」を「記載」に改める。

附 則

この条例は、令和元年11月5日から施行する。

第 6 2 号議案

白石市企業立地促進条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年 9 月 5 日

白石市長 山 田 裕 一

白石市企業立地促進条例の一部を改正する条例

白石市企業立地促進条例（平成18年白石市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条中第10号を第11号とし、第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

- (8) 固定資産税等相当額 投下固定資産に課される固定資産税及び都市計画税の額に相当する額をいい、投下固定資産が白石市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例（平成28年白石市条例第3号）第2条及び白石市復興産業集積区域における固定資産税の課税免除又は不均一課税に関する条例（平成24年白石市条例第16号）第3条の規定による不均一課税の適用を受けることができる場合は不均一課税適用後の額に相当する額をいう。

第3条第2項第1号中「以下「企業投資額」という。」を削る。

第4条第1項中「（以下「固定資産税等」という。）」を削り、同条第2項ただし書中「白石市企業立地及び事業高度化を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例」を「白石市地域経済牽引事業促進区域における固定資産税の課税免除に関する条例」に、「白石市復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例（平成24年白石市条例第16号）」を「白石市復興産業集積区域における固定資産税の課税免除又は不均一課税に関する条例」に、「基づく」を「よる」に改め、同項第1号中「投下固定資産」を「直接事業の用に供するための投下固定資産」に、「固定資産税等に相当する額」を「固定資産税等相当額」に改め、同項第2号中「投下固定資産」を「直接事業の用に供するための投下固定資産」に、「固定資産税等に相当する額」を「固定資産税等相当額」に改め、同条第3項中「固定資産税等の額」を「固定資産税等相当額」に改め、「に相当する額」を削る。

第5条第1項中「次」を「次の各号」に改め、同項各号中「投下固定資産」を「直接事業の用に供するための投下固定資産」に改める。

第6条第1項中「として」を「を」に改める。

附則第 1 項に見出しとして「（施行期日）」を付する。

附則第 2 項に見出しとして「（失効）」を付し、同項中「平成 3 3 年」を「令和 3 年」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第 6 3 号議案

白石市材木岩公園等設置条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年 9 月 5 日

白石市長 山 田 裕 一

白石市材木岩公園等設置条例の一部を改正する条例

白石市材木岩公園等設置条例（平成3年白石市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「前項」を「公園」に改める。

別表第1花と鳥とのふれあいの公園の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第 6 4 号議案

白石市水道給水条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年 9 月 5 日

白石市長 山 田 裕 一

白石市水道給水条例の一部を改正する条例

白石市水道給水条例（昭和48年白石市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「昭和32年政令第336号」の次に「。以下「令」という。」を加え、「第5条」を「第6条」に改める。

第35条の2第1項中「水道法施行令第5条」を「令第6条」に改める。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

第 6 5 号議案

白石市幼稚園設置条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年 9 月 5 日

白石市長 山 田 裕 一

白石市幼稚園設置条例の一部を改正する条例

白石市幼稚園設置条例（昭和47年白石市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第3条から第5条までを削り、第6条を第3条とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に行われた教育に係る保育料については、なお従前の例による。

第 6 6 号議案

白石市子どものための教育・保育給付に関する利用者負担額を定める  
条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年 9 月 5 日

白石市長 山 田 裕 一

白石市子どものための教育・保育給付に関する利用者負担額を定める  
条例の一部を改正する条例

白石市子どものための教育・保育給付に関する利用者負担額を定める条例  
(平成27年白石市条例第20号)の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

(利用者負担額)

第2条 法第27条第3項第2号、第28条第2項各号、第29条第3項第2号及び第30条第2項各号並びに附則第9条第1項各号に規定する教育・保育給付認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市が定める額は、次の各号に掲げる教育・保育給付認定保護者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 教育・保育給付認定子どものうち、次に掲げる者に係る教育・保育給付認定保護者 零

ア 子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号。以下「令」という。)第4条第1項第1号に規定する教育認定子ども

イ 令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子ども

(2) 令第4条第2項に規定する満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者 同項(令第5条第2項、第9条、第11条第2項及び第12条第2項において準用する場合を含む。)、令第13条第1項及び第14条に定める額を限度として規則で定める額

第3条中「認めるときは、」の次に「前条第2号の」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の白石市子どものための教育・保育給付に関する利用者負担額を定める条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われる教育・保育に係る利用者負担額について適用し、同日前に行われた教育・保育に係る利用者負担額については、なお従前の例による。

第 6 7 号議案

白石市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の  
一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年 9 月 5 日

白石市長 山 田 裕 一

白石市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

白石市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年白石市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第23条第2項第2号中「第34条の20第1項第4号」を「第34条の20第1項第3号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第 6 8 号議案

白石市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める  
条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年 9 月 5 日

白石市長 山 田 裕 一

白石市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める  
条例の一部を改正する条例

白石市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例  
(平成27年白石市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第10条第3項中「都道府県知事」の次に「又は地方自治法(昭和22年  
法律第67号)第252条の19第1項の指定都市の長」を加える。

附則第3項中「平成32年」を「令和2年」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。